

発議案第3号

介護職員等の処遇改善を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年3月5日

八千代市議会

議長 坂本 安様

提出者	八千代市議会議員	正田 富美恵	㊟
賛成者	八千代市議会議員	河野 慎一	㊟
	同	西村 幸吉	㊟
	同	原 弘志	㊟
	同	堀口 明子	㊟
	同	皆川 知子	㊟
	同	横山 博美	㊟

提案理由

介護職員等の処遇改善を図り介護制度の安定化を求める。

これが、本案を提出する理由である。

介護職員等の処遇改善を求める意見書

政府は介護職員の処遇改善の取り組みとして、平成21年10月から実施されていた介護職員処遇改善交付金制度は、平成24年度介護報酬改定で介護報酬に組み込まれ、介護職員処遇改善加算として継続されることとなった。

しかしながら、この加算制度は経過的な取り扱いとして平成27年3月31日までの間とされており、高齢化社会にあって介護職員不足は介護施設に余裕があっても入所できないなど、介護を求める家族や介護事業者にとって深刻な状況となっている。

介護職員等の人員不足は、労働量に比べ低賃金であることから就労希望者が少ないことや、離職率が高いことが要因となっている。

よって、政府においては、介護職員等の処遇改善を早急に図るとともに、社会医療制度の充実強化及び介護制度の持続可能な施策を構築されるよう下記事項について強く求めるものである。

記

1. 政府において介護職員等の処遇改善に向けた予算措置及び施策を拡充すること。
2. 介護職員処遇改善の対象職員を介護職員以外の職種にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月20日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様
厚生労働大臣様